

延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（以下「要綱」という。）第 14 条の規定により、次の指名停止について公表します。

1.指名停止する有資格者

（株）中央技術コンサルタンツ
（東京都新宿区西新宿 8 丁目 5 番 1 号）

2.指名停止措置の期間

2 箇月（令和 7 年 10 月 3 日（金曜日）～令和 7 年 12 月 2 日（火曜日））

3.指名停止措置の理由

（株）中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市発注の道路設計の入札において、気仙沼市職員から事前に予定価格を入手した上で落札し、入札の公正を害したとして、公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕された。

上記の事項は、延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱 第 2 条、別表第 2 第 7 項第 2 号に規定する「市外における有資格者の業務に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑で逮捕されたとき。」に該当する。